

件名	愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年厚生労働省令第232号）、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成29年厚生労働省令第15号）、技術士法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第45号）
内容	<p>学校教育法の改正により、大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」（前期課程、後期課程あり）及び「専門職短期大学」の制度を設けることとなり、<u>専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされることとなった。</u></p> <p>このことに伴い、厚生労働省は、関係政令（平成29年9月1日公布）及び関係省令（平成30年2月16日公布）改正した。（いずれも平成31年4月1日施行）</p> <p>また、技術士法施行規則の一部を改正する省令により、技術士第二次試験の専門科目について「<u>水道環境</u>」が「<u>上下水道及び工業用水道</u>」へ統合されることとなった。</p> <p>これを受けて、<u>県が定める愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格基準について、国が定める資格基準との整合性を図るため、以下の条例改正を行うものである。</u></p> <p><b>【改正条例】</b></p> <p><b>○愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年3月26日公布）</b></p> <p><b>【改正の概要】</b></p> <p>水道法により、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者が地方公共団体である場合には、水道技術管理者の資格基準について政令で定める要件を参酌して各地方公共団体の条例で定めることとなっている。</p> <p>現在、県が設置する専用水道が13箇所存在し、「愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例」（平成25年3月26日公布）において、資格基準を定めており、基準については国の基準どおりとなっている。</p> <p>条例中、<u>資格要件として短期大学を卒業した者についての規程があり、今般の学校教育法改正法において制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、短期大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を条例に明記する。</u></p> <p>また、<u>資格要件として技術第二次試験の「上下水道部門」に合格していることという規程があり、「上下水道部門」の選択科目である「水道環境」が「上下水道及び工業用水」に統合されることとなったため、条例から「水道環境」を削除する。</u></p>
施行日	平成31年4月1日
	<b>【その他参考事項】</b>